

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 4月30日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530104

研究課題名（和文） プロ・スポーツ組織の現状とそのあり方に関する法的規律についての複
合的考察研究課題名（英文） Complex research of the European Legal Systems for the governance
of the organizations of Pro-Sports.

研究代表者

井上 典之（NORIYUKI INOUE）

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：70203247

研究成果の概要（和文）：本研究は、プロ・スポーツというあまり法的次元でとらえられていない文化事象を、法的なレベルでとらえ直し、その規律のあり方を明らかにしようとした点で、スポーツ科学の分野に見られるような基本的には国民の健康増進、余暇活動としての側面からの研究やまた、営利活動としてのプロ・スポーツについての経営学的研究との異なり、EU法におけるスポーツ法という法学領域の研究分野の検討として、今後のスポーツ組織のあり方についての法的なレベルでの理論的根拠の提供を可能にすることが明らかになった。また、本研究は、研究対象をEU法に特定することで、EUにおける経済統合や金融危機問題による影響の下にあるプロ・スポーツ・クラブのあり方についての法的問題を含めることにより、経済や資本のグローバル化の流れの中での具体的な文化事象の法的規律を問題として取り上げ、その点で、特に会社組織や資金調達手段としての証券取引についての法的規律の検討をも含めて考えることの重要性が確認できた。さらに、EU法の下での公的機関の活動ではなく、EU法の規律を受ける国際的な私的団体のあり方、国際的法秩序に統括されながらも一定の独自性を発揮する国内法秩序の下での私的団体のあり方を重層的に、しかも公法的な視点だけでなく、私法的な視点をも取り入れて複眼的に考察したことから、公法・私法の二元論を超越するEU法の下での具体的な事象の考察と、比較研究としての意義を見出すことができた。

研究成果の概要（英文）：This research clarified the theoretical bases of the Professional Sports as the legal phenomena through the analysis of the European Law and the possibilities of taking the Sports as the legal topics. The understandings of Professional Sports as the legal phenomena and legal topics is quite difference from those by the analysis of cultural and economical methods. This research confirmed the importance and significance of taking the Pro-Sports as the legal problems under the globalization of transaction of capitals. Because of the unique systems of legal regulations, the Clubs of the Pro-Sports in the European Countries are established as economical organizations on the one hand and as cultural and public ones on the others. Moreover, Sports are generally regarded as the recreations and its professional activities as the amusements for their fans, not as the occupations for the players. Simultaneously, the matters concerning the treatment of the professional players by the Sport Clubs and the Associations are thought of not as the legal ones, especially not as those about the labor contracts, in Japan. It is very important to compare the Japanese system with the European one.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：EU法、公法、会社法、ヨーロッパ人権法

1. 研究開始当初の背景

日本国内の問題としてはまだ不十分に過

ぎなかったプロ・スポーツを法的事象として取り上げる研究のために、ヨーロッパでは、既に1980年代より文化事象としてサッカーをはじめとするプロ・スポーツの法的規律が研究分野として確立されており、その蓄積も豊富であることから、まず、そこで展開されている法的理論の内容の調査検討を行うことにした。

2. 研究の目的

本研究は、国際的レベルでの組織化が進展し、人的・資本的交流についての国境を越えた法体系を持つEUを対象に、ヨーロッパ・レベルでのプロ・スポーツ、特にサッカー協会の仕組みを研究素材として取り上げ、公共財としてのスポーツのあり方という公法的な視点からの検討と共に、利益追求のための営利的団体としてのプロ・スポーツ組織の法的形態についての私法的な視点からの検討という複眼的な考察を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、スポーツという事象の持つ文化的・経済的・社会的なレベルでの多面性、スポーツを行うための仕組み・団体を組織化する際の国家法やEU法の規律の複雑さを認識した上で、私法分野の研究分担者にも協力を求め、公法的側面だけでなく経済活動という私法的な側面をも付加した形での共同研究を行うという方法を採用した。そして、具体的には、国内的な問題だけでなく、国際的な規模で活動するプロ・スポーツの仕組みについて、まず、日本のサッカー協会がモデルとしてその内容を参照したヨーロッパ、とりわけドイツのプロ・サッカー組織の具体的な内容把握を行うと同時に、それを地域的連合体として統括するヨーロッパ・サッカー協会の仕組みについての法的基盤とEU法の関係を公法・私法の両面から考察するという方法を用いた。

4. 研究成果

(1) 本研究の検討内容

本研究は、EU法において文化事象としてのスポーツに対するいかなる法的規律が存在するのか、それが組織化の段階でどのような法的制約や内容形成の機能を果たすことになるのか、EU法の規律の下で、経済的な営利活動としてのプロ・スポーツがどのようにコントロールされるのか、さらに、EU法による統一的コントロールを必要とされながら、ヨーロッパ各国ではスポーツ団体やその構成員たるクラブをどのような法的基準でコントロールし、どのような法的根拠を提供しているのかを明らかにしようとし、プロ・スポーツの巨大な組織とその構成メンバ

ーとなるクラブという株式会社をどのようにEUでは統制しているのか、EU法の影響の下に置かれる構成国の法秩序において、一般的な国家法によりそれをどのように規律するのか、という点を検討対象として取り上げた。

(2) 成果の具体的内容

以上の検討対象についての研究は、日本国内のプロ・スポーツに関する法的問題との比較において、一つの興味あるモデルを提供してくれることが分かった。そこでの具体的な示唆は以下のとおりである。

サッカーのような団体によるプロ・スポーツといえども個人的な側面だけでなく、クラブやその上部組織という団体形成のための制度的側面において、公法的な基本的自由・基本権という視点から問題が提起されるだけでなく、プロ・スポーツ活動を私法的に支える基盤である営利組織・団体の内部的統治や資金調達のあるり方に関して、会社法や競争法の問題が提起されることがEU法の研究を通して明らかになった。それらを参考に、日本国内の問題に対処する際の指針を得られるように努めることで、日本国内のプロ・スポーツをめぐる個人・団体の一般的な国家法的レベルでの規律の可否、会社法上の仕組みの利用の可否、金融商品取引法に関連して生ずるであろう問題の有無を明らかにすることを通じて、公法的次元だけでなく、私法的次元の検討の重要性も確認することができた。

以上の確認から、結局、欧州統合、特に「欧州市民」形成において重要な役割を果たしているスポーツの分野にみられる公共性と経済性の融合状態を、EU法、とりわけスポーツそのものを条文において取り入れたリスボン条約の下で、1つの重要な法的事象として把握できることが明らかになり、構成国および欧州レベルでのスポーツ団体の法形態を比較検討することで「多様性における統一(Unity in diversity)」の一例として考察することができる分野であることが明らかになった。

なお、以上のEU法をめぐる検討は、これまで十分に組み込まれていないプロ・スポーツの法的規律を取り扱う際の一つの指針として、その核となる公共性と経済性の融合分野の一般化によるモデル構築に努めることができる点を確認することができる。とともに、今後は、そのモデル構築へと向かいのための一般的法原則やEU法に含まれる特殊性の内容を検討することが必要になる点を指摘することができる。

(3) 成果公表の内容

以上の具体的な成果について、本研究では

以下のように論文やWorkshopで公表した。

まず、EU法の下でのプロ・スポーツ組織のガバナンスの重要な領域としての選手に対するコントロール手法としての法的課題を、日本法における2つの代表的なプロ・スポーツ活動としての野球とサッカーとの比較の中で検討する論文①および学会発表①において展開し、日本国内法の現状を憲法という公法領域での回顧を通じて確認した(論文③および⑥)。また、EUにおける超国家的共同体との比較の中で、国家という構成員の存在自体を基礎づける憲法の規範性を、その改正の可否という観点から検討し、国家の最高法規としての憲法の保障のための制度と変動のための制度という両面性の中で、近代主権国家の存在意義を検討することで、その構成主体の意義を現に存在する政治共同体の中で検討する作業を行った(論文④)。

以上のような総論的な内容と共に、スポーツを実際に運営するクラブの存在形態としての株式会社の資金調達方法と経営危機における会社内部の体制の整備をめぐる法的問題について(論文⑤)、さらに、国家がスポーツ組織を助成するための資金獲得方法となるスポーツ・クジという手法での賭博の国家独占に対するEU競争法からかみた問題を、EU基本権の問題として営業の自由・企業活動の自由に関する事案として取り扱う欧州司法裁判所とそれをうけたドイツ連邦憲法裁判所の判決を素材に、資金獲得方法の法的問題(論文②)を、まさにマネジメント・ガバナンスの観点から検討した。

さらに、以上の検討をまとめる形で、ヨーロッパにおける加盟国の各プロ・リーグの法的存在形態とともに、各リーグの構成員としてのクラブの法的存在形態、それらを統括するUEFAというヨーロッパにおける上部組織の関係を検討し、リーグそのものが株式会社となるイギリスやイタリア、ドイツの制度と、組合として運営されるスペインの制度、公益法人として運営されるフランスの制度という各リーグの多様性とともにそれらを統括する財団法人としての上部組織の存在が、公共性と経済性の融合をもたらすものであると共に、まさに、リスボン条約の基本姿勢としての「多様性における統一」を实践するモデルとなっていることを確認する報告を行った(学会報告②)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

①志谷匡史、「プロ・スポーツ運営会社の経営危機対応」神戸法学雑誌 61巻3・4号、85～107頁、査読無、2012年。

②井上典之、春名麻季、植木淳「学会回顧(憲法)」法律時報 84巻13号、6～19頁、査読無、2012年。

③井上典之、「競争制限・国家独占と規制の首尾一貫性—経済活動に対する規制と比例原則—」季刊・企業と法創造 7巻5号、37～55頁、査読無、2011年。

④井上典之、春名麻季、植木淳「学会回顧(憲法)」法律時報 83巻13号、4～18頁、査読無、2011年。

⑤井上典之、「憲法改正とは—『憲法保障』と『憲法変動』の狭間で」辻村みよ子・長谷部恭男(編)『憲法理論の再想像』(日本評論社)、491～503頁、査読無、2011年。

⑥井上典之、Les problématiques juridiques relatives aux liens entre sportifs professionnels et statut de travailleurs au Japon, Bulletin de droit comparé du travail et de la sécurité sociale 2010, p. 139-157, 査読無、2010年。

以上

[学会発表](計2件)

①井上典之、リスボン条約とスポーツ法、EUIJ 関西・夏季Workshop、2012年8月29日(大阪国際交流センター)。

②井上典之、Legal Problems of the Professional Sports Players as workers in Japan. 台湾政治大学法学部国際シンポジウム、2010年10月28日(台湾政治大学法学部)。

以上

[図書](計0件)

[その他]

ホームページ等

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 典之 (NORIYUKI INOUE)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：70203247

(2) 研究分担者

志谷 匡史 (MASASHI SHITANI)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60206092

(3)連携研究者

春名 麻季 (HARUNA MAKI)

四天王寺大学・経営学部・講師

研究者番号：20582505

(2010年：当時は金城大学・社会福祉学部・
講師)